

保護者の皆様へ

豊橋市からのお願い

愛知県の緊急事態宣言解除による 保育所・認定こども園の利用について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月14日（火）以降、ご家庭での保育が可能な場合に、お子様の登園を控えていただくようお願いをしているところです。5月26日（火）に愛知県の緊急事態宣言が解除されましたが、段階的な再開に向けた準備を進めていく必要があるため、登園自粛の要請期間を予定どおり5月31日（日）までとし、6月1日（月）から通常どおりの保育といたします。

保護者の皆さまにおかれましては、勤務先やご家庭の様々な状況がある中で、長期間にわたりご協力をいただき、誠にありがとうございました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染は終息したわけではなく、保育所等は「3つの密」を完全に防ぐことができない集団保育の場であることから、今後も気を緩めることなく、感染拡大の第2波に備え、皆さま一人ひとりが、感染症対策に努めて頂きますようお願いいたします。

○ 登園を控えていただいた場合の取扱い

（対象期間：令和2年4月14日（火）～5月31日（日））

- 保育料について、登園日数に応じた減額。
- 育休復帰期限の6月末までの延長。

※詳しくは、各園を通じたご案内や、保育課ホームページをご確認ください。
給食費の取扱いについては、各園にご確認ください。

○ 登園にあたっての感染防止対策のお願い

- ご家庭でも、しっかりと手洗いやうがいを行ってください。
- 登園前に、ご家庭でお子様の体温を計って、体調管理をしてください。
- 発熱やせき、くしゃみなどの症状があるときは登園を控えてください。
- 園のお友達が安心、安全に過ごせるよう、お子様の健康状態や、受診・検査の状況など、可能な範囲で、園にもお伝えください。

令和2年5月27日
豊橋市こども未来部保育課